

個の「言葉」、個の「事実」

松島 恵介

はじめに――

言葉はどの程度まで事実を表すことができるのだろうか。この問いはこれまでに何度も反復されてきたであろうが、その答えが明確に示されたことはないはずである。

そもそもこのような問い合わせは適切なものといえるだろうか。とくに「事実」という概念は曖昧である。「事実」とはどこに、どのようななかたちで存在するものなのか。それは、一義的に決定可能なものであろうか。こうした疑問が呈されるとき、冒頭の問い合わせ余りにも漠然としていたものであることに我々は否応なく気づかされるはずである。

本論では、言葉と事実を巡る問題のうち、とくに、日常文脈における「言葉が事実を表していると『判断される』」という現象に、関心を向けようと思う。これは言葉と事実の対応関係の問題ではなく、言葉から表れる事実「性」の問題、平たくいえば、言語におけるリアリティの問題であるといえよう。本論は、「言語 VS. 事実」というテーマに四つに組むことは避け、言語における事実性の構築という、きわめて心理学的な問題を扱う。

人は、ある言葉や語りを聞く際、どのような手掛かりによってそれが「事実らしい／らしくない」ということを判断しているのだろうか。こうした判断基準は、どこにあるのか。何らかの判断基準があるとすれば、それは顕在化したかたちで存在しうるのか、それは経験によって習得できる何ものかであるのか。そして我々は、他者の言葉が事実であるか否かを「正しく」判断することができるのだろうか。こういった問いかけが、以下でなされるだろう。

いずれもまた難解な問い合わせであり、多種多様なアプローチが可能であろうが、本論では、供述心理学の立場から検討を試みることにする。供述心理学とは、裁判における供述の事実性判断を巡る問題を扱う領域である。裁判とは、さまざまな言葉（供述・証言）の事実性が「公正」に判断されることが期待される場であるといえよう。だが、この背後には、客観的・科学的な手法によって出来事の一回性や語り手の個別性を分析的に扱うことができるか、という困難な問題が横たわっていることも忘れられてはならない。この問い合わせを受けて本論後半では、「個人的」・「個別的」な対象の処理を苦手にする現代心理学の問題と重ね合わせながら、供述心理学が今後どのような方法論をしたがえていくべきか、その可能性について考えてみたい。

0 事実をあらわす言葉—事実の「正しい」記述とは

ここに、目玉を左右に動かしている少年がいるとしよう。この彼の状態をできるだけ「正確に」言葉で誰かに伝えたいとする。さて、どのような「正確な」言葉で記述することができるだろうか。最大限「正確に」やってみよう。

…「眼球を平均秒速1／20mで東南から北西の方向へ、そして北西から東南の方向へと往復運動させている、ヒト種の生後80か月のオス」

「正確」な記述を期待した読者は満足できただろうか。「いや、満足できない」、そうおっしゃる方の顔がみえる。では、もっと「正確に」記述してみよう…いや、やめよう。その気になれば、これ以上いくらでも「正確に」記述できることは間違いない。筆者は、一生かかって「目玉を左右に動かしている少年について」という本を書き上げようとするだろう、しかし、それは完成するだろうか…。

世界一「正確な」世界地図を作ろうとして、世界をもうひとつ作ってしまったという男の話がある。「目玉～」の本を作ろうとした筆者と共に通しているのは、「正確さ」という概念に囚われてしまった点だ。

共に、ある意味で「正しさ」に向かおうとして「誤って」しまったわけである。

「世界地図」の方は、膨大な資材と年月を用意したうえで、新たな技術が開発されれば、何とか完成品（のようなもの）はできるだろう。しかし一方、「目玉～」の本は、どのような材料をつぎこんでも、そしてどのような新たな技術が開発されても、未完の大作のままに違いない。それは、本の材料が「言葉」であることに由来する。世界地図の問題は、実物のコピーをどうやって忠実に作るか、であるが、「目玉～」の本の問題は、実物をどのように「言葉」に作り替えていくか、という問題であり、両者の抱える問題は異なっているのである。

しかし、両者が果してどのような結果になるかは別として、「正確さ」という方向が深まっていくに従って、「正確さ」だけではなくそれとは異なる「意味」を伴わせていくことには注意しなくてはならない。

その「意味」とは「無意味」である。

冒頭の例に戻ってみよう。「眼球を平均秒速1／20mで……ヒト種の生後80か月のオス」、この例は確かに「正確」ではある。しかし重要なのは、この記述が、通常の日常生活を営んでいる我々にとってほとんど意味をなしていない、という点である。この記述は、我々にとって「『正確』ではあるが『無意味』」な記述なのである。

では、我々にとって意味を生じさせているといえるレベルの記述とは、どのようなものか。……「目玉を左右に動かしている少年」、これでは「通じない」だろう。A「目をキヨロキヨロさせている少年」、B「落ち着きのない少年」、C「好奇心旺盛な少年」。おおよそこの三つが代表的なものといえるだろう。ご覧になっておわかりの通り、BとCはかなり対照的な意味をなしている。表現Aは、BかCのどちらの意味にでもとれる。しかし、Aの表現をどのような文脈で用いるか、どのような口調で語るか、によって、Aは恐らくBまたはCのどちらかの意味を帯びることになるだろう。

B や C のような記述、これらは我々にとって「無意味」な記述ではなく、「有意味」な記述である。しかし、B と C はもはや「正確な」記述とはいえないかもしれない。B と C が対照的な意味をなしていることから明らかなように、これらの表現には記述者の主観がおおきく関わっている。

もちろん他の表現でも記述できる可能性はある。しかし、ここでもそのレパートリーは多様にあるといってよい。そしてそれはそれぞれイコールでつなぐことができない。したがって多くの言葉のレパートリーの中からあるひとつの言葉を選択するということは、記述者の意図的・恣意的な行為である。すなわちそこにはある種の主観が必然的に伴っているはずである。

では、最も「よい」記述とはどのようなものであるのか。

この大問題は本論では保留しておこう。ここではひとまず、世界を「ただしく」記述することに絶望できればよい。

1 言葉の「事実性」をめぐる問題

(1) 言葉からあらわれる事実？

目の前に言葉だけがあるとする。その言葉を読むと（聞くと）、それによって表現された世界が何らかのかたちをとってあらわれてくる。それはどの程度事実を正確に反映しているのだろうか？…さて、前節で絶望していただいた読者には、これはもっと絶望的な問題であるに違いない。しかし、この問題に毎日取り組んでいる場所がある。裁判所である。

事件に関わる被疑者は必ず「供述調書」をとられる。直接に犯行と結び付けられる物的証拠が存在しない事件の場合、供述をどのように解釈するかが有罪／無罪の判断に関わる大きな争点となることが多い。ここでは、その供述が「事実」を正確に反映したものであるのか、それとも、被疑者の虚偽であるのか、という判断が司法の手によってなされるわけである。両者を分ける基準とは、いったい何か。

筆者は供述の分析に幾度か携わっており、裁判所の判決文に触れる機会が多いのだが、こうした事件が有罪になった際に裁判所がよく言及するのが、「供述は、臨場感があり、迫真性に富み、合理的で、信用するに足る」という表現である。そのような基準を満たせば、それは事実であり、実際の体験に基づいた供述であるといってよい、というわけである。

このような判断が用いられる際、「合理的である」と判断した根拠は割合きちんと示されることが多いが、前半部の「臨場感があり、迫真性に富む」という部分については、その具体的な根拠が示されるケースは殆どみられない。これではあたかも「臨場感がある」とか「迫真性に富む」のような表現がどのようなものであるのか、ごく常識的に、そして公的に決定可能であることを前提としているようなものだ。多くの人が同様に感じられる「臨場感」や「迫真性」といったものはあり得るのだろうか。

この問題に踏み込む前に、日常文脈において行なわれる、発話の事実性判断について考えておこう。我々は普段、他者の発話が事実を正確に反映したものか否かをどのようにして判断しているのだろうか。

筆者は、予備的実験として7名の大学生を被験者とし、次のような実験を行なった。ある人物が過去の出来事について語った様子を録画したビデオテープ（約3分）を被験者に見せ、「これが事実に基づいた語りであるか否かを判断し、その判断の根拠についても明らかにして欲しい」と教示した。ちなみに、この語りは、「交通事故に遭った」という内容で、過去の事実に基づいたものであった。被験者の反応はそれぞれ記録されプロトコルデータ（文字データ）に起こされた。結果として、2名が「事実ではない」と判断し、5名が「事実である」と判断した。プロトコルデータの詳細な分析は現在進行中であるが、いくつかのデータの中から「発話が事実であるか否か」という判断に言及している部分について抜き出し、大まかに分析してみよう。

被験者A—「この人の言っていることは本当だと思います。なぜか

っていうと、わたしの親戚も、同じような状況に遭遇したことがあるからです。2年前だったか…。たいてい、交通事故っていうのは、こういう時に起こりやすいっていうのは、とってもよくわかります。話も辻褄が合っているし…。それに、この人は見るからに真剣に語ってるから嘘じゃないと思う。(実験者：『真剣に』っていうのは、具体的にはどういうことですか？ 別の言葉で言い換えるとするならどうのことでしょう？) うーん……真剣さっていうのは、うまく言えないけど、見た人が皆やっぱり感じることじゃないかなあと思うんですけど。」

この被験者が判断基準としているのは、第一に、身近に起きた出来事との「類似性」である。実際に自らが体験したこととビデオにおいて提示された語りが「類似」しているからという、ある意味で非常に素朴な判断基準がここで用いられている。ただ、素朴とはいえども、こうした「類似」を用いる方略は、我々の日常においても頻繁に用いられる〈事実性の判断基準〉になっていることもまた否めない。さて、他に用いられている判断基準は「辻褄」というものである。これは、先の裁判の例で言及した「合理性」にあたるだろう。発話内容が納得できるものであり、論理的に筋が通っているがゆえに、「事実である」とする判断である。さらにAは、発話者が「見るからに真剣に語っている」ことを判断基準に据えているが、これはかなり曖昧で主観的な性質を孕んでいる。他の表現や指標で言い換えることが困難であることからもそれは伺われよう。このことは、先述の「迫真性」や「臨場感」にも共通する特性ともいえる。

被験者B—「これは事実だと思います。疑う余地ないっていうか、普段であれば、こういう話きいて、『ああ、そう、大変だったのね』って同感しちゃうと思うし。(実験者：このビデオのどういう部分に『疑う余地のなさ』が表れているんでしょうか？ もしあれば具体的に言っていただけますか？) えー…？ どういう部分っていうか、全体が…。交通事故に遭った人っぽい(笑)。なんかこういう感じっていう

か。」

一読してわかるように、この被験者の判断基準は、非常に漠然としたものである。語りの全体から与えられた「印象」がBの判断を支えており、先のAよりも主観性の高い判断基準であるといえよう。ただ、Bがこれまでに遭遇した「交通事故にあった人」々から抽出された何らかのスキーマ（Bのいう『交通事故にあった人っぽさ』）がBのうちに構造化されており、それが判断基準として機能している可能性は否定できない。

被験者C—「嘘ではないと思います。話すのを聞いていると嘘でない雰囲気っていうか…こうした語りが嘘って言われると、もう誰も信じられなくなりそう。でも、交通事故に遭ったなんて、嘘つく必要あるのかしら。…ああ、あるとしたら、あれ、あの、和歌山の人みたいに保険金をだまし取る場合とか？ それぐらいかなあ。」

「話すのを聞いていると嘘でない雰囲気っていうか…」という言及からわかるように、ここで主に用いられている判断基準も主観性に重きをおいたもののように見えるが、続く「こうした語りが嘘って言われると、もう誰も信じられなくなりそう。でも、交通事故に遭ったなんて、嘘つく必要あるのかしら。」という発話をみる限り、そこには、ある意味での社会性が伴っていることがみてとれる。すなわち、Cは、〈日常における社会生活において、こうした内容の語りが嘘であることは滅多に無い〉、というスキーマを判断基準に用いている。ただし、Cの見出した「こうした語り」の具体的属性は明確なものとして示されてはいない。

被験者D—「これは誰が見ても嘘じゃないかなあと思うんですけど。ちょっとわざとらしいっていうか、うーん、なぜかっていわれると、ちょっと…、っていうか、これなら、たぶん、役者さんのような人であれば、もっとリアルに話しきれるんじゃないかな、大げさというんじゃない、もっと本物っぽく、っていうか生々しく…と思うんですけど

ど。」

Dはこれまでに紹介した被験者とは異なり、ビデオの語りは「嘘」であるという判断を下している。「『誰が見ても』嘘じゃないかと思う」という言及にみられるように、その確からしさについてもかなり自信を持っているようである。Dの判断基準はこれまでに挙げた被験者同様、主観のうちにとどまっているものの、「わざとらし」さという基準が、判断を支える属性として挙げられている。ただし、「うーん、なぜかっていわれると、ちょっと…」と、それ以上客観的に表現することは困難なようである。また、後半の「役者さんのような人であれば、もっとリアルに話しきるんじゃないかな」という発話は注目に値するだろう。非体験者にも可能な「リアルな語り」がありうる、とDは述べている。もしそれが可能であるとすれば、そうした語りにある「事実らしさ」とでも呼ぶべきものが抽出できるはずである。この問題については後に議論することにしよう。

これらの被験者の反応を概観するなら、まずは、事実性と呼ばれるものが必ずしも一元的ではないことに気づかされる。全く同じ内容のものが、人によって「事実」であったりそうでなかったりする。ただし、こうした判断の根拠にはある共通性が見出される。被験者はいずれも主観性に依拠しつつも、自身のこれまでの聴取経験に裏打ちされた判断基準を用いていることがみてとれる。さらに、こうした基準は、客観的なかたちで明文化できないとされながらも、彼らにおいては公共性を持つものとして捉えられているのも特徴的である。被験者Aの「見た人が皆やっぱり感じることじゃないかなあと思うんですけど。」といった発話や被験者Cの「こうした語りが嘘って言われると、もう誰も信じられなくなりそう。」といった発話、また、彼らと逆の判断をした被験者Dの「誰が見ても嘘じゃないかと思う」という発話をみると、彼ら自身、自分以外の多くの者において同様の判断基準が内化されていると感じているようである。

おそらくこうした判断基準を利用しているのは彼らだけではないと

思われる。彼らの発話を読むにつけ、我々も日常的にこうした判断基準を用いているかもしれない、と思い当たることがあろう。こうした判断基準が存在するならば、それは何らかの客観的なかたちで抽出できるものであろうか。「臨場感」や「迫真性」といった特性、そしてそれから導かれると思われる「事実性」（もしくは『虚偽性』）とでも呼べるものは、個々の発話を離れて抽出できるものであろうか。抽出できたとして、それは有効な判断基準たりえるのか。次節においてはこうした問題について探ることにしよう。

(2) 事実性の判断基準

ここからは、前節から引き継いだ問題を再び裁判の文脈に即して捉えつつ、冒頭に掲げた「我々は、他者の言葉が事実であるか否かを『正しく』判断することができるのか」という困難な問題にできるだけ接近してみよう。

先に述べたように、裁判において供述を事実とみなす際には、「臨場感」・「迫真性」・「合理性」といった判断基準が用いられることが多い。しかし、「臨場感がある」とか「迫真性に富む」といった基準の適用は具体的根拠を欠くことが多く、それぞれどういったレベルまで到達すれば事実として認められるのかということについては、殆どの判決文において明確に示されてはいない。この意味において、これらは裁判官によって裁判において用いられる、ある種の「常識モデル」であるといってよいだろう。

こうした判断に対して挙がる批判の第一声は、やはり基準の客観性の甘さである。

では、この批判に耐えられるよう、先に挙げたような基準をそれぞれより明確化・細分化し、客観的な基準として確立できればよいのだろうか。この問題を検証してみよう。

ここでは、先にあげたもののうち、「迫真性」という基準を例にとって考えてみよう。様々に定義しうる「迫真性」のうち、体験供述（実体験に基づいた供述）にのみ見出された属性が、客観的な手続き

を経て「体験供述に特有な迫真性」として抽出されたとする。念のため、これまでに体験供述もしくは非体験供述であることが明らかになつた全ての供述（物的証拠により、体験／非体験であることが明らかになつた供述とする）に対して適用したところ、100パーセントの判別力が得られたとしよう。さて、この基準は完璧であるといえるだろうか。

おそらく、現在100パーセントの判別力を持つこの基準は、数年後、否、数ヵ月後にはほぼ役立たずになっていることは間違いないだろう。なぜなら、体験者と偽って供述を行おうとする者にとっては、そうした基準が設定された次の瞬間から、それは利用（悪用）可能なものになるからである。偽の供述を判断すべき基準は、偽の供述を作成するための資源になり代わるわけである。

すなわち、判断基準が明確化・細分化し、客観的なものになればよい、というわけではなく、こうした判断基準を設定すること自体が危うい、といわざるを得ないのである。そして、その危うさは、その判断基準が、一般的基準として供述の外部に存在する限り、消滅することはないだろう。個々の供述を離れて、その外部に独立して存在する基準が確立されるとき、それは、客観性を獲得すると同時に、公共性、すなわち誰にでも自由に利用可能な資源としての地位をも同時に獲得するのである。

よって、供述の体験性を判断するための「一般的」基準を確立する為のありとあらゆる努力は、徒労に終わるはずである。ただし、こうした基準は、供述を聞く（もしくは、供述を読む）際に気をつけるべき項目、すなわち「注意則」として機能する可能性は辛うじて残されている。

では、こうした判断基準の客観化の途をあきらめ、主観に還元する方法をとるとすればどうなるか。その妥当性についても検証してみよう。

裁判官の経験則にもとづく主観を、供述の信用性判断の根拠として支持する者にあっては、次のような言及がなされよう——経験豊かな

裁判官は、事実に基づいた供述と偽の供述とを区別する基準を客観的なかたちで明確に示すことは出来ないが、長年の経験によって、それを見分けることは出来る。それが裁判官の技能である——。さて、これが正しいとしよう。裁判官の身に付けた技能は、神秘的なものではなく、ここでいわれる「長年の経験」によって培われたものだとして、しかしそうであるならば、それは誰もが学習によって習得可能な技能であるはずである。よって裁判官以外の人物によっても同等の技能が得られることになる。しかし、それを習得できた人物が、悪意をもって偽の供述を作り出すとするならば、その事実性はいったい誰によって判断され得るのであろうか。いうまでもなく、彼と〈同等〉の技能を持つ裁判官には、その事実性／虚偽性を「見破る」ことは不可能である。ここには神的な高みに立つ超越者が要請されることになるが、これは極めて非現実的な事態であろう。

以上から、ある言葉の事実性を判断する為の基準が、言葉の「外部」にあったとしても、また、判断者の「内部」にあったとしても、それは判断基準としては機能しがたいことになる。こうした状況においては、事実と虚偽の境界線は常に更新され続けるだろう。すなわちそれは事実上「不在」であり、言葉が事実であるか否かを「正しく」判断することは誰にとっても不可能な事態になる。

2 主体の能力／主体の言葉

ここまで、言葉の事実性の判断を巡って、言葉そのものに付随する属性について考えてきた。しかし、これだけでは重要な点を見落すことになる。日常文脈において、ある人物の言葉の事実性が判断される際に、「言葉」のみがその判断対象になっているだろうか。間違いないく、その人物が事実を語るに相応しい者であるか否かというかたちで、言葉を発した人物を含みこんだ判断が行なわれているはずである。このように考えると、事実性という概念は、信用性の概念と密接に結びついていることが強く示唆される。ただし「信用性」の概念は

非常に曖昧かつ複雑であるため、本論では、人物の「信用性」を構成する下位概念のなかで最も客観的且つ心理学的に捉えることのできる「能力」という概念について検討してみたい。

さて、ある人物の言葉の事実性が判断される際、彼の「能力」はそれを左右する重要な要因になることは疑いえないだろう。たとえば、同じ事実を同じ言葉で語るにしても、有能であると判断される人物が語る場合と、無能であると判断される人物が語る場合とでは、その事実性の判断のされ方は大きく異なるはずである。この問題は、裁判においても度々取り上げられる重要なテーマでもある。

ここでは、能力という概念に潜む見えにくい問題を顕在化させるため、「能力」を用いて言葉を評価する際にありがちな言及を先ずいくつか例示してみよう。

ごく簡略化したおおざっぱな二つの例で考えてみたい。まず「記憶能力が高く、言語能力に優れている」人物を想定しよう。さて、彼が、迫真性があり、合理的な内容の語りをしたとしよう（問題点を捉えやすくするため、ここでは『迫真性』・『合理性』の具体的基準については敢えて問わないこととする）。能力という観点から彼の語りの事実性を判断しようとすれば、どのような事態が生じるか考えてみよう。

まず、語りを事実とみなす際によくある説明としては、「彼は記憶能力が高いので、実際に起きた出来事を詳細にわたり正確に記憶することができ、言語能力に優れているのでそれを理路整然と説明できるはずであるから、語りは事実であろう。」という言及が考えられる。ところが、逆に、語りを虚偽とみなす際には、次のような説明がなされることがある——「彼は、言語能力が優れているので、実際の体験が無くとも巧みにストーリーを構成し虚偽の語りを構築できるのだ。語りのつじつまが合っているのも、彼が構築したストーリーを正確に記憶する能力を持っているからだ」。どちらが妥当な説明だといえるだろうか。

答えを急ぐ前に、もう一つ別の観点から例を挙げて考えてみよう。

「物事を計画し、それを忠実に実行する能力がない」人物が、巧妙な計画的犯罪を自白した。自白を虚偽とみなす者は「いうまでもなく、彼は本件犯行を行なう能力がないのだから、到底犯人であるとはいえない。自白はでまかせだろう。」とし、一方、自白を事実とみなす者は「彼は實際には本件犯行を行なう能力があったのだ。能力というのは実は多様であり、本件犯行を遂げる能力は既存の様々なテストではたまたま計測できなかっただけである。」と述べたとしよう。この例ではいかがだろうか。

さて、これらの言及に対しては真っ先に次のような問題点が指摘されよう。最初の例では、能力が判断者に都合のよいように利用・解釈されていること、二つ目の例では、能力を、行為をひろく説明する抽象的概念とみなすか／課題特定的な個別的概念とみなすか、という点で混乱が生じていること。いずれも深く議論すべき問題であるが、ここで指摘すべき最も深刻な問題は、いずれの説明もが、「能力が原因になって行為が発生する」という思考に依拠していることである。

先にあげた言及は全て、「A の能力」があるから「A の行為」が可能になる、もしくは「A の能力」がないから「A の行為」が不可能だ、というように、能力が常に行為に先立つものとして捉えられている。しかし、現実はそのように単純なものだろうか。

反証をひとつだけ挙げてみよう。「～の能力がない」、といわれていた人物が、ふとその行為が出来ることがある。こうした事態は稀に生じるのではなく、我々が成長してきた過程を振り返ってみると毎日この連続であった筈である。これは、「出来ないことをなんとなくしていたら、たまたまできちゃった」(これは私たち成人でもよくあることだ) というケースと同様に、「能力」が「行為」の原因にはなっていない。そこに生じているのは、「できるからやった」という事態ではなく、「やったからできた」という事態である。

さて、それならば、「やったからできた」ことをもって、「能力がある」としてよいものだろうか。すなわち、能力は行為の原因ではなく逆に「結果」として考えるべきであるのか。この点についても検証し

てみよう。

ある人物が、それまで出来なかった行為をいま行なったとしよう。我々は、彼にはその「能力がある」とみなしたとする。しかし仮に、それが偶然に生じた一回性の出来事であったとすればどうだろうか。おそらく「能力がある」という発言は取り消さざるを得ないだろう。ではいったい、行為を何回以上できることをもってすれば「能力がある」とみなせるのか。3回くらいは連續して出来ればよいのだろうか、それ以上だろうか、しかしその直後から延々と行為の失敗が続けばどうなのだろうか。時々成功して時々失敗する場合はどうなのだろうか…。いったい彼はどのように行為を成功させれば、能力があるといつてよいのだろうか。

このような問い合わせられると、誰もがうまく答えられないはずだ。次の点に注意しなければならない。能力とは、それまでの行為の成功に対して、〈とれあえず〉、かつ、〈暫定的に〉に与えられるラベルに過ぎない。すなわち、能力とは、行為の結果に対する忠実な評価ではないのである。先の問題と併せると次のような命題が導かれるだろう。能力は必ずしも行為を駆動する原因ではないし、能力は必ずしも行為の結果を直接に表すものではない。

さらに、人物評価という問題に絡め、次の例についても考えてみよう。本論冒頭に論じた「事象の記述の困難さ」も思い起こして欲しい。

ある人物が、それまで出来なかった行為Zを行ない、その後、同様の状況で、又その行為Zを行なったとする。A氏はこの状況を記述するに「彼はある時、行為Zができた。彼は行為Zができるようになった。」とし、B氏は、「彼はある時、行為Zをした。また、あるとき、それをした」と記述した。A氏は「できる」という記述を用いて行為者の能力に言及しており、B氏は、「した」という記述を用いて行為者の行為そのものに言及している。

A氏とB氏の記述の質的差異は、その後、「彼」が類似の環境／状況において当該行為Zをしなかったときに顕在化するはずである。A氏

は次のようにいうだろう——「彼は、行為Zができるのに、しなかった」。そして、B氏は次のようにいうだろう——「彼は行為Zを、しなかった。」。いうまでもなく、A氏とB氏では、「彼」を全く異なる人物として捉えていることが分かるだろう、A氏の見る「彼」には、「できるのに、あえて、それをしなかった」というある種の「意図」が発生しているが、B氏のみる「彼」は、「単に、『しなかった』人物」すなわち、「するときもあるし、しないときもある」人物なのである。次の違いに留意しよう。A氏の見る「彼」は「できる人」、すなわち、「能力を持つ人」として持続しているが、B氏の見る「彼」は、その都度「行為者」として表れるに過ぎない。

以上示したのは、「行為」と「能力」との決定的な質的差異である。本来、行為と能力とは別の次元で考えるべきものなのである。行為とは現実のなかで具体的に現れるものであるが、能力とは、多くの場合、抽象的で非常に曖昧な概念として用いられる（現代社会における能力指標のひとつである『知能指数』などは現実の具体的状況において発揮される知性をあまり反映していないという意味でその典型であるといえよう）。したがって、この二つを同一次元で結び付けて「説明」することに過ちが潜んでいるのだ。

本論の文脈に戻せば、次のようなことがいえるだろう。ひとつは、ある人物の語った行為は、彼の行為に関する能力と切り離して考えなければならないということ。いまひとつは、ある人物の言葉は、彼の言葉に関する能力と切り離して考えなければならないということである。すなわち、能力という概念を用いて、ある言葉が事実であるか否かを「正しく」判断することは不可能である。

3 供述心理学の方法論－個別性を扱うことの意味

(1) 「個」に対する心理学的方法論の困難

以上述べたように、本論では、言葉の事実性を判断するためには、「『言葉の外部に一般化された判断基準』、あるいは、『判断者の内部に

ある主観的基準』を用いること』・『能力という概念を用いること』を放棄しなくてはならない、という提案をする。

本論で批判の対象となった方法論に共通する問題点は、「個」的なものが持つ具体性がないがしろにしていることであった。本来、出来事・その語り・それを語る個人、そのどれをとっても、個別的で具体的なものであり、決して一般化できるものではない。この「個」性は、そこから離れて存在する、抽象化された判断基準や概念に馴染むものではないはずだ。ところが一方、我々が通常思い描く「科学的方法論」とは、予め綺麗に整理された分類基準を当て嵌めたり、高度に理論化された概念によって解決を導くようなものではなかったか。このように考えてくると、いかなる方法論をもってしても言葉の事実性など科学的に判断できないのでは、という疑問が湧き上がってくるのは当然だろう。

本論の最後に、こうした点を巡って議論しよう。現代心理学の問題とも重ね合わせながら、供述心理学が今後どのような方法論をしたがえていくべきか、その可能性についても考えてみたい。

現代の心理学にあっても、本論で扱ったような「日常的な出来事の語りの事実性はどのようにして判断可能か」といったテーマは遠ざけられてきた経緯があり、この種の議論は殆どなされてこなかった。その最たる理由は、科学を標榜する現代の心理学が、やはり「特定の人物の特定の語り」という極めて「個人的」・「個別的」な対象を扱うことを開けてきた、ということに帰着する。近年、心理学会大会発表などにおいては「事例研究」という名目で個別事例を取り上げる研究が増加しつつあるが、学会誌において論文として評価され「市民権」を得る段階には至っていないのが現状である。現代心理学の多くの研究は、普遍的な法則を導く作業や抽象度の高い理論構築に力を注いでおり、その研究方略として、なるべく大人数を実験の被験者としてそこから得られたデータを数値によって整理しようしてきたのである。

もちろんこういった手続きそれ自体に問題があるわけではない。こ

うした方法論によって導かれた法則や概念を、裁判のように個人を対象とする場においてそのまま援用することが危険なのである。

具体的には、次のような例を考えてみれば分かりやすい。

被験者1000人全てに共通した「aという特徴をもっているならAタイプである」という法則があったとしよう。いま目の前にいるある人物がa特性をもっているとする。このとき、彼はAタイプであると判断してもよいのか。ここで最も注意しなくてはならないのは、彼は、「それまでとは全く異なる結果を出す1001人目」であるという可能性である。この可能性は完全に否定することはできない。ここでは、言うなれば私たちが日常的に考えていた100パーセントの意味が大きく変更を迫られ、同時に、確からしさということの本質も変わりうるはずである。被験者がたとえ1万人であろうとも、1億人であろうとも、事の本質は変わらない。対象は「個人」なのである。

このことは、先の「能力」・「判断基準」といった事柄にもかかわる大きな問題でもあることに注意されたい。

個人である「彼」は、そこを離れて存在する抽象的な属性、もしくは幾つかの大まかな分類のなかに吸収されるのではなく、他の何にも替えることの出来ないひとりの人間として捉えられなければならないはずである。徹頭徹尾「個人」を問題にする裁判においては、毎回が「特殊」事例／「例外」事例である可能性を念頭に置かねばならない。

(2) 個の持続と文体のダイナミクス—文体分析を巡って

ところで筆者らは、語りの事実性を判断する為のひとつ的方法として、裁判の心理学的鑑定において「文体分析」という方法を用いたことがある。この文体分析では既存の判断基準を用いることはせず、その人物の語りの内部から判断基準が抽出された。極く簡単にいえば、その人物が体験したことが事実である出来事の語りに共通する特徴（語り口）を抽出し、それを判断すべき語りにあてはめる、という分析である。その詳細は、原・松島・高木（1996）、原・高木・松島（1997）を参照していただくとして、この文体分析の持つ方法論は、

科学的な分析を用いて「個人」を判断せざるを得ない場（もちろん、ここには裁判という場が含まれる）においても有効であると筆者らは考えている。

さて、先に批判したような方法論の問題は、必ずしも与えられた個別的事象を「抽象化」したり、分析のプロセスにおいて「法則」を扱ったりすることではない、ということを確認されたい。「文体分析」の方法論でも、ある程度それは行われている。問題になるのは、それが「個」を超えて行われる場合なのである。

我々の文体分析の手法は、あくまでも個人内においてみられる、あるパタン=文体を導こうとするものであった。これは、個別性を奪うものとしての法則ではないことに注意されたい。それはむしろ、その個人がその個人であることを保証するものである。これは、主体の外部にあって当て嵌められるのを待っているような法則ではなく、主体とともに働いているものである。

たかが文体というものを、「個とともに『働いている』」、などと表現することは大袈裟に思われるかもしれない。しかし、文体とは、主体の中で「反復」してもらはれており、主体とともに「持続」してあらわれているもの、すなわち、ある種の〈時間〉をその中に凝縮しているものであり、その意味において、少しもスタティック（静態的）ではない。それは、個人とともにこれまでにも続いてきたであろうし、これからも続していくことが期待されるものである。文体とは、個人における、反復と持続を孕んだ内在的時間のひとつのあらわれであるといつてもよい。

ただ、注意しておかねばならないのは、文体とは、主体がある高みから統御するような法則ではなく、あくまでも主体とともにあり、その意味において、主体の変化に応じて変化しうる性質を持つということだ。文体には、〈現在そのようにして観察が可能な形式〉、という時間的限定がついており、変化に対してはひろく開かれているのである。筆者らの考える文体とは、暫定的なものであり、今後変わり得る可能性を持つことに注意されたい。また、当然ながら、文体は、主体

の置かれた状況や語りの向かう他者によっても大きく変化を被ることもある。主体の置かれた特殊な状況のなかで文体に混乱が生じたり、権力的な他者の持つ文体に侵食される可能性が考えられよう。したがって、ある文体が、こうした要因にも左右されずにある程度一貫して維持されていたとするならば、その文体は内部に、変化に抗するダイナミクスと能動性を孕んでいたのだ、ということができる。いうまでもなく、変化のなかで不变であることを維持するには、世界に対して単に受動的であるだけではなく、何らかの活動性が要求されるからである。文体とは、語り手に生来備わっている属性の一部などではなく、世界に対する主体の能動的な処し方のひとつの現れであるといえよう。

こうした文体の発見には、主観や先入観を持たずに何度も資料を読む地道な作業を続けなければならない。もしそれなしに分析を行おうとするのであれば、すなわち、事前に準備された物差しを安易に当て嵌めようとするのであれば、前節で批判した過ちを犯す可能性がある。先述した「それまでとは異なる結果を出す1001人目である」という認識は、決して忘れられてはならない。

当然、文体分析には「洗練」された装いはないが、既に準備されている分かり易い道具を用いスマートに対象を判断することが「洗練」されていることだとすれば、筆者らは敢えて、不器用で素朴にみえる文体分析を今後も用いるはずである。文体分析は当該人物限りしか用いることができないが、しかし、まさに「一回限り」ということにこそ、ある個人が一度限り体験した出来事とその語りのもつ「個」性を扱おうとする文体分析の意義が凝縮されてあるのだ。

「問題」はいつも普遍的で且つそれが法則らしきものに帰着することは限らない。〈その都度提起され、その都度解決される問題〉は存在する。こうした種の「問題」は、「個」という概念と共に在るはずである。筆者らが供述心理学で扱おうとしているのはその種のことである。

引用文献

- 原聰・松島恵介・高木光太郎 1997 対話特性に基づく心理学的供述分析
(上)——足利事件被告人Sの公判証言を素材として. ——. 駿河台大学
論叢, 13, 187–221.
原聰・松島恵介・高木光太郎 1998 対話特性に基づく心理学的供述分析
(下)——足利事件被告人Sの公判証言を素材として. ——. 駿河台大学
論叢, 14, 109–176.

付記

本論文は、「わかりたいあなたのための心理学・入門——こころの謎はここまで解けた！」(1996、宝島社。1999に『宝島社文庫』として文庫化) 所収の筆者による論文「事実をあらわす『言葉』と言葉からあらわれる『事実』」に修正を加え、大幅に加筆したものである。なお、加筆部分は、平成11年度札幌大学研究助成制度による研究成果の一部である。